

財産形成期日指定定期預金 商品説明書

2020年5月1日現在

商品名	財産形成期日指定定期預金
ご利用いただける方	個人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金とします。 ・最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入します。 一口1,000円以上 1,000円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・10,000円以上(1,000円単位)で一部払い戻しも可能です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続したときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率を適用します。 ①1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率 ②2年以上 当行所定の「2年以上」の利率 (金利については店頭へお問い合わせください) 満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算で1年毎の複利計算とします。
税金	源泉分離課税 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%)
手数料	なし
付加できる特約事項	なし
中途解約時の取扱い	当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て。なお、中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×20% ③1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×30% ④1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×40% ⑤2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×50% ⑥2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×60%

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・マイホーム資金・教育資金の融資制度があります。・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
預金保険	預金保険の対象となります。 (1人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772